４　受益農地管理強化に関する事項

（１）農地利用等計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 地区内農用地の利用構成 | 田 | ha | | 畑 | ha | | | その他 | | ha | 合計 | ha | |
| ② | 耕作放棄地  【達成目標年度：平成　　　年度】 | 田 | ha | | 畑 | ha | | | その他 | | ha | 合計 | ha | |
| ha | | 畑 | ha | | | ha | ha | |
| ③ | 担い手農家の農地利用（①の内数）  （担い手農家が占める割合＝担い手への農地集積率）  【達成目標年度：平成　　　年度】 | 田 | ha  （ 　）　％ | | 畑 | ha  （ 　）　％ | | | その他 | | ha  （ 　）　％ | 合計 | ha  （ 　）　％ | |
| ha  （　 ）　％ | | ha  （　 ）　％ | | | ha  （　 ）　％ | ha  （　 ）　％ | |
| ④ | 地区内の担い手農家数  【達成目標年度：平成　　　年度】 | 戸 | | | | 左のうち法人数 | | | 法人 | | | |  | |
| 戸 | | | | 左のうち法人数 | | | 法人 | | | |
| ⑤ | 農地中間管理機構に対する農地貸付  【達成目標年度：平成　　　年度】 | 貸付面積 | | ha | | | 貸付設定年月 | | 平成　　　　年　　　　　月　　　　　日 | | | | | |
| ha | | | 平成　　　　年　　　　　月　　　　　日 | | | | | |
| ⑥ | 農業経営基盤強化促進法第18条５項に基づく農用地  利用集積計画の作成申出 | 作成申出予定年月日 | | | | | 平成　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | | | | | | | |
| 計画作成予定年月日 | | | | | 平成　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | | | | | | | |
| ⑦ | 換地処分遅延地区  【達成目標年度：平成　　　年度】 | 遅延地区数 | | 地区 | | | | 遅延理由 | |  | | | | |
| 地区 | | | |  | | | | |
| ⑧ | 換地術者育成  【達成目標年度：平成　　　年度】 | 土地改良換地士 | | | 名 | | | 土地改良換地士以外の換地技術者 | | | | | | 名 |
| 名 | | | 名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 【記載要領】  ・　①については、「１　土地改良区の概要」の地区面積と整合を図ることとする。  ・　②～⑧については、上段に基本計画策定時点における現状値を記載するとともに、下段に目標値を記入する。また、目標値の達成目標年度を併せて記入する。  ・　⑦の「遅延理由」については、下のア～クのうち該当するものを選択して記入する（複数回答可）。 | |
| ア　換地計画原案等に対する不満  イ　一時利用地の指定に対する不満  ウ　工事の施工に対する不満  エ　換地計画に対する不同意  オ　換地計画書に対する異議申立等 | カ　一時利用地の指定に対する異議申立等  キ　換地業務の遅延（選定調整、相続・分筆登記の遅れ、国公有地編入・払下げ処理、境界確定、  地図訂正、市町村界・字界変更手続き、境界紛争等、非農用地調整等）  ク　確定測量の遅れ  ケ　その他 |
| ・本表は、地域や集落単位で作成する「人・農地プラン」との整合を図ることとする。  ・必要に応じて、農地利用集積図等を添付することとする。 | |

（２）所有者の所在不明等農地対応計画

|  |
| --- |
| （記載例）  本地区は昭和30年代にほ場整備事業を実施したものの、10a区画の狭小な農地であるため、大型機械導入による農作業の効率化に支障をきたしている。また、これを理由として担い手への農地集積が進まず、その結果、耕作放棄地が増加しており、農業用排水路の管理や経常賦課金の徴収について将来的に悪影響を及ぼすことが懸念される。  これらの課題に対応するため、ほ場整備による農地の大区画化と担い手への農地集積を行い、農地の有効的・効率的利用を図るべく、ほ場整備事業の実施に向けて合意形成を進めているが、地区内に所有者の所在が不明である農地が多数存在し、合意形成を進める上での大きな支障となっている。また、これらの農地については、ほ場整備予定地区から除外等することで調整を図ったものの、地区内優良農地の中心部に位置し、周辺農地への影響が大きいことから地区除外による対応は困難である。  このため、所有者の所在が不明である農地を含めてほ場整備を実施するために、不在者財産管理制度の活用を検討することとする。なお、本制度については、県内及び近県にその活用事例がないため、手続や諸費用の負担調整及び制度利用に当たってのデメリット等の検証を行う必要があるため、平成○年度中にそれらの検証を行い、ほ場整備事業に着手する前々年度の制度利用を目指すこととする。 |
|

（３）換地処分遅延地区解消計画

|  |
| --- |
| （記載例）  ○○地区の換地処分の遅延は、数十年間の長期に渡っており、当時の事情を知る者も少なく、加えて、一時利用地指定による耕作上の問題等が生じていなかったため、換地処分に対する地元の問題意識も希薄であった。また、遅延の原因となっている事象が、裁判の調停や相続問題といった個人間の問題の解決を待つしかない状態にあったことも、換地処分が行われていない大きな要因となっていた。  今後は、町だけでなく、県、県土連、事業主体の○○共同施行組合も加えた対策会議を設置して、的確な対応策を検討していくとともに、対策会議で具体的な対策を決め、権利関係者の協力の下、必要に応じ未同意者本人に換地の定め方や清算の方法について説明を行い同意を求めていくこととする。  なお、相続未了地については、地元に対する個人的な感情の問題によるところが大きく、早期の解決は望めない状況であるが、引き続き関係者に協力を求めるとともに、前記の財産管理制度の活用が有効と判断されれば、その活用も視野に入れ、早期の換地処分を目指すこととする。  ※必要に応じて、県土連が実施する異議紛争検討に関する研修において事例発表を行い、遅延解消方策について知見を得ることとする。 |
|